

## 子どもの医療費助成を拡大

# 4月から中学生も



健全な学校生活を支援

市では、これまで小学6年生までの子どもを対象として、医療費を助成してきましたが、4月1日から対象を中学3年生までに拡大します。助成を受けるには、医療機関窓口でいったん医療費を支払い、子育て支援課などへ申請することが必要です。

### 助成を受けるには

医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、受診した翌月以降に必要な書類を添付して子育て支援課などへ申請してください。後日、支払った医療費から自己負担額を控除した額を助成します。申請期限は、医療費を支払った翌月から2年以内です。

### 申請に必要なもの

- 印鑑
- 保険証の写し(中学生自身のもの)
- 領収書(医療内容の明細のあるもの)または保険医療機関が発行する子ども医療費計算書
- 加入している健康保険から附加給付などがあるときは、その旨を証する書類
- 中学生が診療を受けた月の属する年度(4月～7月の診療の場合、前年度)の市町村民税の課税状況を証する書類(以前から

### 自己負担額

- 市内に在住していて課税状況の確認を承諾する人は、添付を省略できます)
- 振込先口座の分かるもの(保護者名義の口座に限る)

- 入院…1日につき2000円
  - 通院…1回につき200円
  - 調剤…自己負担なし
- ただし、中学生の属する世帯全員の市町村民税が非課税または均等割のみ課税の場合は、自己負担はありません。

### 対象となる医療費

平成23年4月1日以降に中学生が受けた診療に対する医療費で、健康保険の適用を受けるものです。ただし、学校を通じて加入している保険(日本スポーツ振興センターなど)から給付を受けるなど、ほかに優先となる制度がある場合は対象になりません。

### 申請場所

子育て支援課(市役所2階)、健康増進課(保健福祉館内)または下総・大栄支所市民福祉課に申請してください。

※くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。

### 中学生の医療費助成の申請方法

